

特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会へのコメント

平成 23 年 9 月 20 日

梶 川 融

1. NPO 法人会計基準について

NPO 法人会計基準では、同基準に書かれていない事項については、営利、非営利の各種会計基準の中から法人自ら検討し、準拠するという考え方が示されているように（実務担当者のためのガイドライン Q 1-1）、今後の会計慣行の成熟に委ねられている部分が多く、NPO 法人会計の今後の発展のために、関係者間の連携のもと、その検討を進める体制や手続きを整備していくことが必要なものとする。

2. 認定 NPO 法人の会計について

会計報告は NPO 法人を適切に表現し、情報利用者のニーズに沿うものとなるべきであり、その基礎となる会計基準は認定 NPO 法人か否かによって異なるべきでないと考えている。

ただし、認定 NPO 法人は税制上の優遇措置が認められており、社会的責任の観点から、財務情報の開示内容に対し、より高度な透明性が求められる。

したがって、認定 NPO 法人の会計実務上、重要性の適用、注記等については一定の配慮が必要なものとする。

以 上